

令和6年3月14日

技術管理課長

さいたま市営繕工事における熱中症対策に係る費用について

さいたま市発注の営繕工事における熱中症対策に係る費用については、「さいたま市営繕工事における熱中症対策に係る費用について」（令和2年6月1日付け建技管第756号）にて通知しているところですが、さいたま市公共建築工事積算基準改定に伴い、下記のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

記

1. 対象工事

さいたま市が発注する全ての営繕工事（※）

（※）「さいたま市公共建築工事積算基準（令和6年4月）」を適用した工事に限る。

2. 工事費への費用計上の考え方

以前から、一般的な熱中症対策に関する項目（別表参照）は、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事費に費用計上されているところであるが、熱中症対策として、一般的な熱中症対策に関する項目以外（例えば、遮光ネット（足場に設置するものに限る）等）を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議し、受注者による施工計画書への反映及び実施状況の確認を行った上で、設計変更により対応できることとし、当初工事費には費用計上を行わない。

また、当該項目に係る費用の積算にあたっては、見積価格等を参考として計上する。

3. 総合評価落札方式での技術提案の取扱い

熱中症対策については、技術提案の有無により受注者の費用負担に差が生じることがないよう、入札契約手続き段階における総合評価落札方式の技術提案のテーマとして熱中症対策は求めないこととする。

ただし、一般的な熱中症対策以外を目的として技術提案があり、採用した場合、その費用は受注者負担とする。

4. その他

「さいたま市営繕工事における熱中症対策に係る費用について」（令和2年6月1日付け建技管第756号）の「1. 対象工事」については、以下の通り読み替える。

1. 対象工事

さいたま市が発注する全ての営繕工事（※）

（※）「さいたま市公共建築工事積算基準（令和3年4月）」を適用した工事

(別表)

一般的な熱中症対策に関する項目(共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目)

- ・作業場用大型扇風機
- ・作業場換気用送風機
- ・エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・遮光チョッキ、空調服
- ・ドライミスト
- ・暑さ指数(WBGT値)の計測装置 等